

決定 令和4年8月2日
改定 令和6年10月8日

世田谷清掃工場建替計画

令和6年10月
東京二十三区清掃一部事務組合

目 次

第1章	基本事項	
1	目的	1
2	基本コンセプト及び基本方針	1
3	場所	1
4	工事件名	1
5	敷地条件	1
6	熱供給	1
第2章	全体計画	
1	都市計画事項	2
2	設計基本条件	2
3	環境保全	3
4	災害対策	3
5	建替事業期間	3
第3章	解体計画	
1	基本条件	4
2	解体対象施設	4
3	環境保全	4
第4章	建築計画	
1	施設配置	5
2	煙突	5
3	外観イメージの基本要素	5
4	自然環境への配慮	5
第5章	プラント計画	
1	受入・搬出設備	6
2	プラント設備	6
3	発電設備	6
4	余熱利用設備	6
5	脱臭設備	6
図ー1	世田谷清掃工場敷地図（既存施設）	7
図ー2	ごみ収集車両等の主な走行ルート図	8
図ー3	施設配置イメージ図	9
図ー4	外観イメージ図	10

第 1 章 基本事項

1 目的	世田谷清掃工場建替事業は、「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」（令和 3 年 2 月改定）に基づき施設整備を実施するものであり、実施に当たっては、「世田谷清掃工場建替計画」（以下「建替計画」という。）の基本的な事項を定め、適切な事業展開を図るものとする。 また、本建替計画は、環境影響評価手続に必要な基本的な事項を定めるものである。
2 基本コンセプト及び基本方針	東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画に基づき実施する世田谷清掃工場建替事業における基本コンセプト及び基本方針を以下のとおりとする。 (1) 基本コンセプト 「環境にやさしく信頼される清掃工場」 (2) 基本方針 ① 環境に配慮した施設 緑地帯を整備し、周辺環境に配慮するとともに、最新の公害防止設備を導入し、環境負荷を低減する。 ② エネルギーを有効利用する施設 ごみ発電によるエネルギーの有効利用を図るとともに、地域への熱供給として還元する。 ③ 区民の生活を守る施設 ごみの中間処理を確実に実施するため、安定して稼働するとともに、災害時にも機能が維持できる施設とする。 ④ 区民に親しまれる施設 区民に親しまれ、かつ周辺と調和する色彩を用いるとともに、環境学習の場となる見学空間を持つ施設とする。
3 場所	東京都世田谷区大蔵一丁目 1 番 1 号
4 工事件名	世田谷清掃工場建替工事
5 敷地条件	(1) 敷地 「図－1 世田谷清掃工場敷地図（既存施設）」参照 地盤面 A. P. +39.5m (2) 面積 約 30,000 m² 「図－1 世田谷清掃工場敷地図（既存施設）」参照
6 熱供給	建替後も現在と同様に、世田谷区立世田谷美術館へ熱供給を行う。

第2章 全体計画

1 都市計画事項

世田谷区における地域地区指定は、表－1(1)及び(2)のとおりである。

(1) 環八通りから 30m 以内

表－1(1) 地域地区指定

用途地域	準工業地域	
建ぺい率・容積率	60%・300%	
防火地域	防火地域	
高度地区	第3種高度地区	
日影規制	5 mライン：	5 時間
	10mライン：	3 時間
	測定面：	4 m
沿道地区計画	世田谷区環状八号線砦公園・上用賀地区沿道地区計画	
その他の都市計画：都市施設（ごみ焼却場、ごみ処理場）		

(2) 環八通りから 30m 超え

表－1(2) 地域地区指定

用途地域	準工業地域	
建ぺい率・容積率	60%・200%	
防火地域	準防火地域	
高度地区	第2種高度地区	
日影規制	5 mライン：	4 時間
	10mライン：	2.5 時間
	測定面：	4 m
その他の都市計画：都市施設（ごみ焼却場、ごみ処理場）		

2 設計基本条件

(1) 建設条件

焼却処理対象ごみは、可燃ごみとする。

(2) 工場運営条件

補修期間を除き、通年 24 時間連続運転とする。

(3) ごみ等の搬入条件

主な走行ルート

「図－2 ごみ収集車両等の主な走行ルート図」参照

3 環境保全

(1) 大気汚染防止

煙突からの排ガスの条件を以下のとおりとする。

表－3 排ガス条件

項目	排ガス条件
ばいじん	0.01g/m ³ N以下
硫黄酸化物	10ppm 以下
窒素酸化物	50ppm 以下
塩化水素	10ppm 以下
水銀	30 μg/m ³ N以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下

注) 濃度は酸素濃度 12%換算値である。

(2) 水質汚濁防止

「下水道法」、「東京都下水道条例」及び「水質汚濁防止法」による。

(3) 悪臭防止

「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)による。

(4) 騒音防止

「騒音規制法」及び「環境確保条例」による。

(5) 振動防止

「振動規制法」及び「環境確保条例」による。

4 災害対策

施設の強靱化と災害対策については、「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」(令和3年2月改定)の施策に基づき、次のとおり災害対策の強化に取り組むこととする。

(1) 施設の強靱化

- ① 工場建築物等の耐震性の確保
- ② 大地震発生後の迅速な再稼働に係る電源、都市ガス、薬品、水等の整備
- ③ 立地条件等を踏まえた浸水対策

(2) 地域防災への貢献

- ① 救出救助機関及び民間ライフライン機関への対応
- ② 一時避難者への対応

5 建替事業期間

解体・建設工事の期間は、令和8年度から令和15年度までとする。

第3章 解体計画

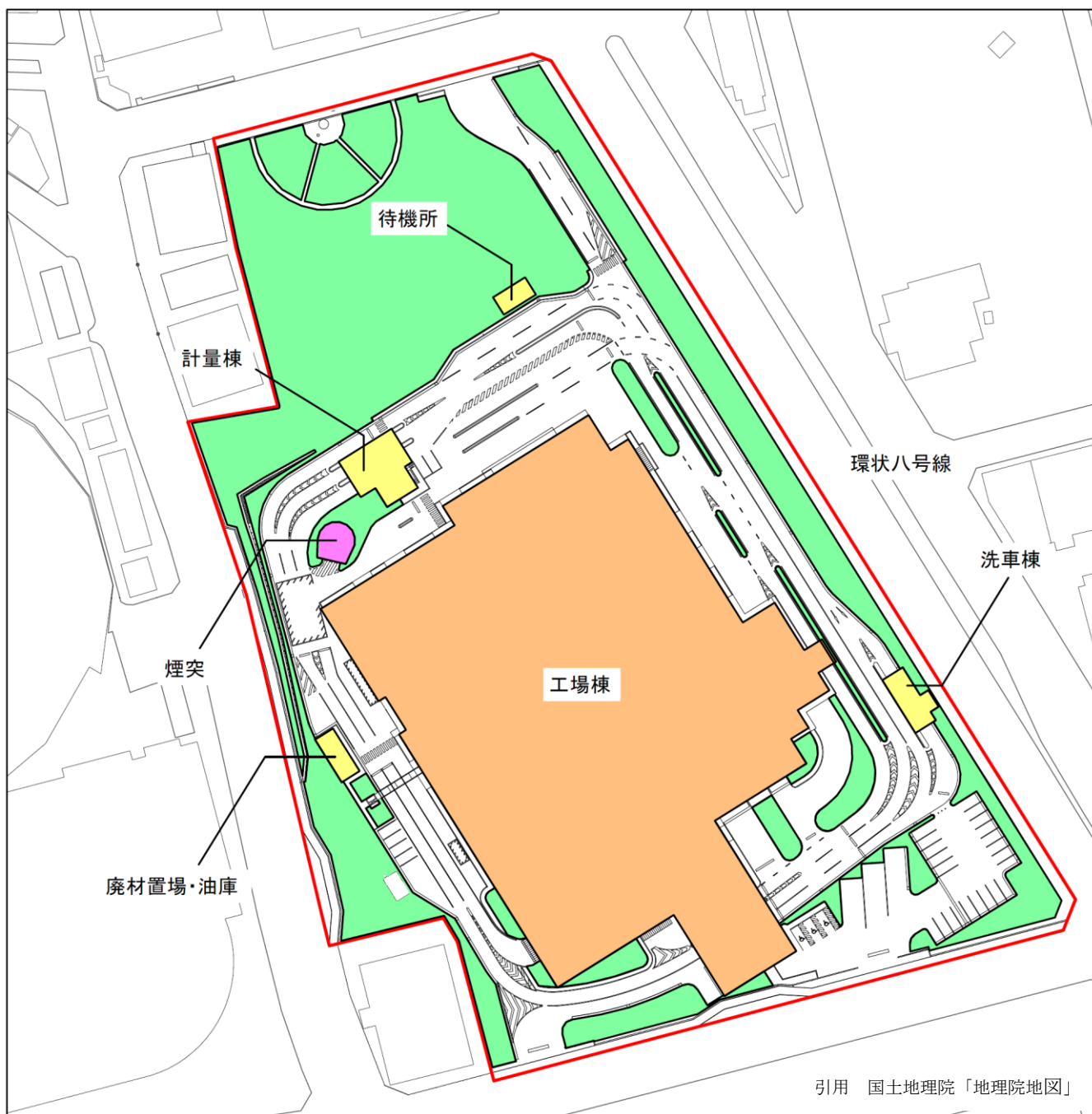
- | | |
|----------|--|
| 1 基本条件 | (1) 解体工事に際しては、関係法令等を遵守するとともに、粉じん、騒音対策等については周辺環境に十分配慮する。 |
| 2 解体対象施設 | <div style="margin-bottom: 10px;">(1) 工場棟
鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）
地上7階地下2階
建築面積 約10,000 m² 延べ面積 約33,000 m²</div> <div style="margin-bottom: 10px;">(2) 煙突
内筒：鋼製
外筒：鉄筋コンクリート造
高さ 約100m</div> <div>(3) 付属施設（洗車棟、添乗員待機所、計量棟等）
洗車棟：鉄筋コンクリート造
その他：鉄骨造</div> |
| 3 環境保全 | <div style="margin-bottom: 10px;">(1) アスベスト対策
「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル」、「労働安全衛生規則」及びその他関係法令等による。</div> <div style="margin-bottom: 10px;">(2) ダイオキシン類ばく露防止対策
「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」、その他関係法令等による。</div> <div>(3) 土壌汚染対策
「土壌汚染対策法」、「東京都土壌汚染対策指針」、その他関係法令等による。</div> |

第4章 建築計画

- | | |
|---------------|--|
| 1 施設配置 | <p>(1) 配置主要施設
配置計画の主要な施設は、工場棟、計量棟、洗車棟、添乗員待機所、駐車場とする。</p> <p>(2) 構内動線
構内動線は、車両動線と歩行者動線を区別し、適切な幅員を確保する。</p> |
| 2 煙突 | <p>現工場と同様に工場敷地の北西側に配置し、焼却炉1系列ごとに内筒1本を設け、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 外筒（鉄筋コンクリート造）</p> <p>(2) 高さ 現状と同じ約100m</p> <p>(3) 脱臭設備出口として排気筒を設置する。</p> <p>(4) 階段及びエレベータを設置する。</p> |
| 3 外観イメージの基本要素 | <p>外観イメージは、基本コンセプト及び基本方針に基づき、周辺及び自然環境との調和等を図るため、外観イメージの基本要素を以下のとおりとする。</p> <p>なお、外観イメージ図を図ー4に示す。</p> <p>また、今後策定される実施計画や受注業者の選定過程における総合評価実施においては、これらの基本要素を踏まえ、具体的な検討を図ることとする。</p> <p>(1) 建築物の外観</p> <p>① 外観の色調は、周辺環境の調和を著しく低下させるなどの色調を避ける。</p> <p>② 壁面の全面タイルを避けるなど、維持管理にも配慮した外観とする。</p> <p>(2) 圧迫感の軽減</p> <p>① 周辺建物への日影を配慮する。</p> <p>② 工場棟の高さは、法令等で定める基準を遵守する。</p> <p>(3) 煙突の外観</p> <p>① 煙突の高さは、現状と同じ約100mとする。</p> <p>② 既存煙突の形状及び色彩デザインを継承する。</p> <p>(4) 緑化
周辺環境と一体性を持たせた緑化とする。</p> |
| 4 自然環境への配慮 | <p>(1) 太陽光パネルを設置し、自然エネルギーの活用を図る。</p> <p>(2) 自然採光の効果的な活用を図る。</p> |

第5章 プラント計画

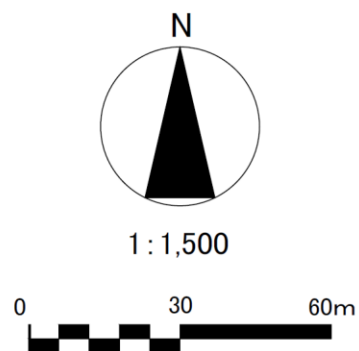
1 受入・搬出設備	(1) 受入供給設備 ① ごみバンカ 7日分以上の容量を確保する。 (2) 搬出設備 ① 灰バンカ・固化物バンカ 5日分以上の容量を確保する。
2 プラント設備	(1) 焼却炉規模 600トン／日（300トン／日・炉×2基） (2) 焼却炉形式 全連続燃焼式火格子焼却炉とする。
3 発電設備	蒸気タービン発電機により、発電効率23%以上の高効率発電を行う。
4 余熱利用設備	ごみ焼却の余熱利用設備を設け、場内では給湯に、場外では世田谷区立世田谷美術館への熱供給に利用する。
5 脱臭設備	ごみバンカ内の臭気は、焼却炉燃焼用空気として処理するほか、次の臭気漏えい対策をとる。 (1) プラットホーム出入口にエアカーテン設備及び自動扉設備を設ける。 (2) 休炉時の対応として脱臭設備を設ける。



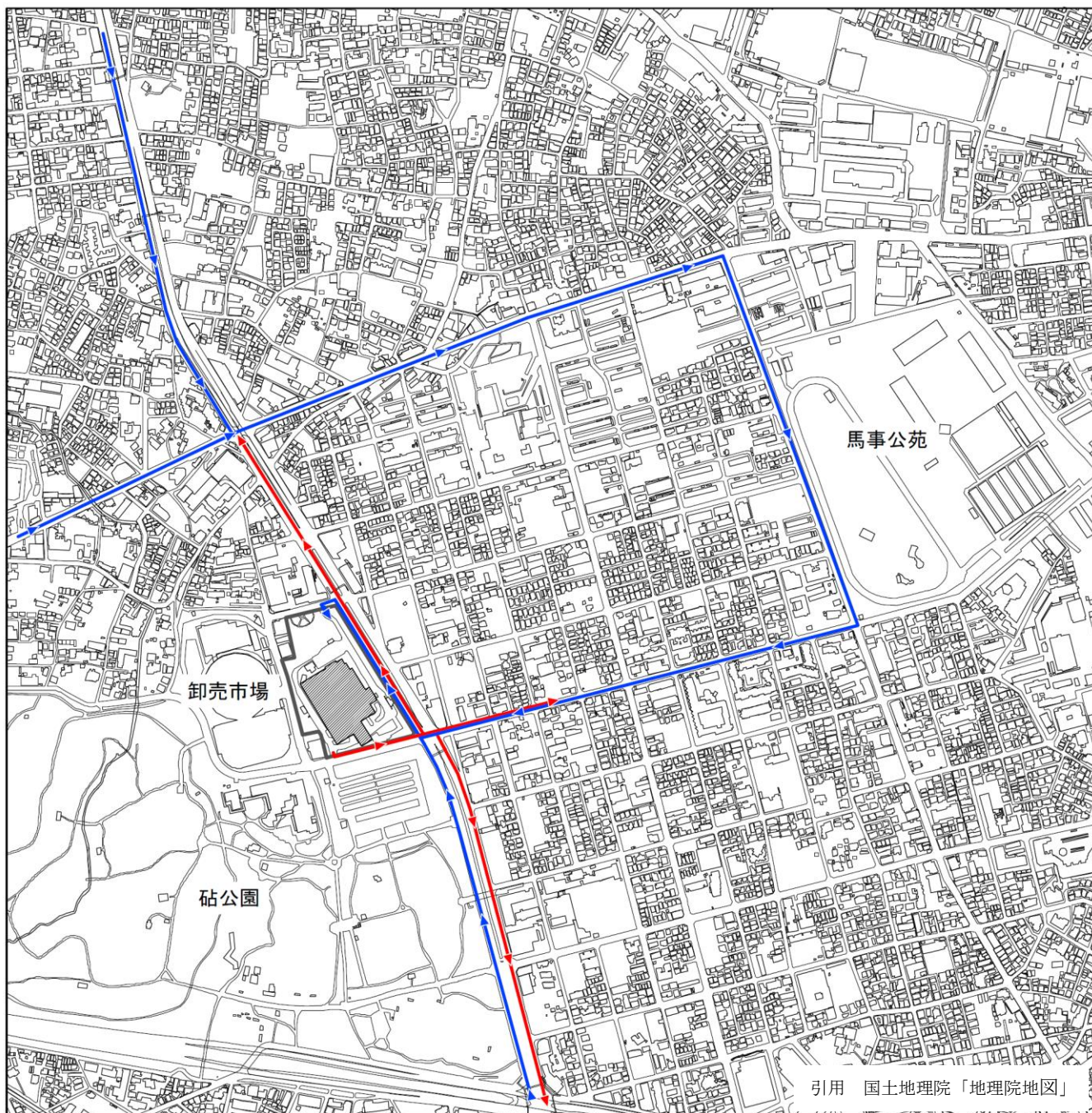
凡 例

- : 事業計画地
- : 工場棟
- : 計量棟・洗車棟等
- : 煙突
- : 緑地

注) 計画地内の施設配置は既存施設を表す。

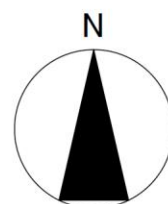


*図－1 世田谷清掃工場敷地図（既存施設）

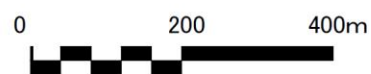


凡 例

-  : 事業計画地
-  : 工場棟
-  : ごみ収集車両・灰等運搬車両 入庫方向
-  : ごみ収集車両 灰等運搬車両 出庫方向



1:10,000

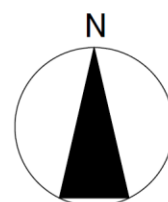


*図－2 ごみ収集車両等の主な走行ルート図

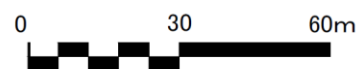


凡 例

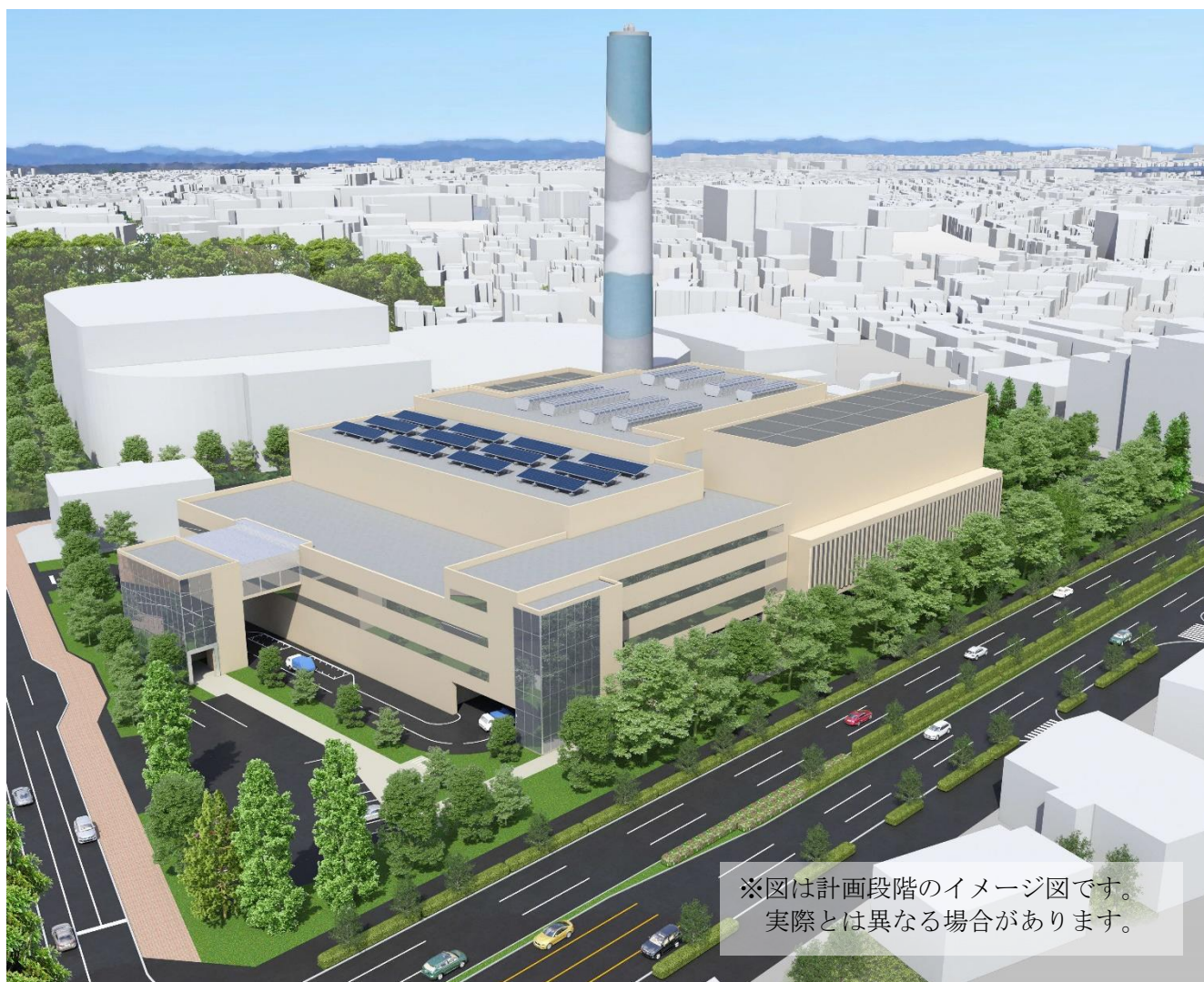
- : 事業計画地
- : 工場棟
- : 待機所・洗車棟
- : 煙突
- : 緑地



1:1,500



*図－3 施設配置イメージ図



※図は計画段階のイメージ図です。
実際とは異なる場合があります。

*図ー4 外観イメージ図